

印刷物仕様書

印刷物名	法人県民税事業税申告しようよう封筒（7種類）			数量	(枚組) 計 46,500	□部 □組 □冊 □セット	
印刷区分	■オフセット <input type="checkbox"/> フォーム <input type="checkbox"/> ダイレクト <input type="checkbox"/> 賞状 <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> その他 ()						
用紙規格 印 刷 面 印 刷 色	□A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> 判 (□仕上がり) <input type="checkbox"/> イチ×イチ ■ 224mm × 312mm						
	【表紙】 kg (紙の厚さ) □上質紙 <input type="checkbox"/> コート紙 <input type="checkbox"/> アート紙 <input type="checkbox"/> レザック <input type="checkbox"/> 色上質紙 (厚口・特厚口) □その他 () <input type="checkbox"/> 片面刷／ <input type="checkbox"/> 両面刷 (色)						
	【本文】 頁 92kg (紙の厚さ) □上質紙 <input type="checkbox"/> コート紙 <input type="checkbox"/> アート紙 <input type="checkbox"/> OCR用紙 <input type="checkbox"/> ハーカボン紙 (青・黒) (N) ■その他 (クラフト紙) <input type="checkbox"/> 減感 (枚目) <input type="checkbox"/> 裏ハーカボン (枚目) ■片面刷 (■モノクロ (外面) <input type="checkbox"/> 2色 (頁) <input type="checkbox"/> 3色 (頁) <input type="checkbox"/> 4色 (頁)) □両面刷 (□モノクロ (頁) <input type="checkbox"/> 2色 (頁) <input type="checkbox"/> 3色 (頁) <input type="checkbox"/> 4色 (頁))						
製本	【仕切紙】 枚 □上質紙 <input type="checkbox"/> 色上質紙 (薄口・中厚口) <input type="checkbox"/> その他 () □片面刷／ <input type="checkbox"/> 両面刷 (色)						
	□無線 (あじろ) とじ <input type="checkbox"/> 針金とじ (□中とじ <input type="checkbox"/> 平とじ) (カ所) □上製本 <input type="checkbox"/> 見返し <input type="checkbox"/> 背文字 <input type="checkbox"/> バラ (枚帯掛) <input type="checkbox"/> 穴 (カ所) □ミシン (本) <input type="checkbox"/> セット仕上 (枚帯掛) <input type="checkbox"/> 天のり (組・枚 1冊) □折り (□二つ折 <input type="checkbox"/> 三つ折 <input type="checkbox"/> 巻三つ折 <input type="checkbox"/> 巻四つ折 <input type="checkbox"/> 経本折 <input type="checkbox"/> 観音折) ■その他 (窓あき封筒、窓はグラシン紙使用のこと、テープのり付け)						
	■適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 対象外						
グリーン 購入	【判断基準】 (1)総合評価値 80 以上の印刷用紙を使用すること。（冊子形状のものについては表紙を除く。） (2)印刷物の用途・目的に支障のない範囲で、可能な限り Aランクの資材を使用すること。 (3)報告書、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物には、リサイクル適性を表示すること。 (4)オフセット印刷については、インキの種類ごとに規定された率以上植物由来の油を含有し、かつ芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いたインキが使用されていること。						
	写真	□カラー 点 <input type="checkbox"/> モノクロ 点 【内訳】 <input type="checkbox"/> 支給 [著作権: <input type="checkbox"/> 無 (点) <input type="checkbox"/> 有 (点)] <input type="checkbox"/> 撮影又はレンタル 点					
	イラスト	□カラー 点 <input type="checkbox"/> モノクロ 点 【内訳】 <input type="checkbox"/> 支給 [著作権: <input type="checkbox"/> 無 (点) <input type="checkbox"/> 有 (点)] <input type="checkbox"/> 書起し又はレンタル 点					
支給原稿	【表紙】 <input type="checkbox"/> 普通紙 <input type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト:) 【本文】 ■普通紙 <input type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト:) 【イラスト】 <input type="checkbox"/> 普通紙 <input type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト:) 【写真】 <input type="checkbox"/> ネガ <input type="checkbox"/> プリント <input type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト:)						
	原稿引渡	■受注業者決定時 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 (予定)					
	校正任者	所属名 総務部税務課 担当者 磯上 内線 (2234) 外線 (024-521-7068)			校正回数	1回	
納入期限	令和8年3月31日 (火)		データ納品	□要 (形式:) ■不要			
納入場所	福島県県北地方振興局県税部ほか計7か所 【その他納品先】 <input type="checkbox"/> 有 (カ所) ■無						
特記事項	各地方振興局県税部の印刷部数内訳は、県北 13,500 枚、県中 6,000 枚、県南 4,000 枚、会津 6,500 枚、南会津 500 枚、相双 5,000 枚、いわき 11,000 枚とする。 上記各地方振興局県税部の情報（住所・電話番号・地図等）が入った 7 種類を上記枚数ずつ作成し、総務部税務課の確認を受けた上で各地方振興局県税部へ納入すること。						

- (注) 1 必要な仕様は、別紙に具体的に書き入れること。
 2 受注業者は、作業前に校正責任者と打合せを行うこと。
 3 リサイクル適性の表示が必要な印刷物（上記グリーン購入【判断基準】(3)を参照）については、受注業者は速やかに資材確認票を出納局入札用度課に提出すること。

法人県民税事業税しょうよう封筒（7種類）納入先一覧

納入先	〒	住所
県北地方振興局県税部	960-8670	福島市杉妻町 2-16 (北庁舎 4 階)
県中地方振興局県税部	963-8540	郡山市麓山 1-1-1
県南地方振興局県税部	961-0971	白河市昭和町 269
会津地方振興局県税部	965-8501	会津若松市追手町 7-5
南会津地方振興局県税部	967-0004	南会津町田島字根小屋甲 4277-1
相双地方振興局県税部	975-0031	南相馬市原町区錦町 1-30
いわき地方振興局県税部	970-8026	いわき市平字梅本 15

開封する前にあて名の確認をお願いします

料金後納
郵便県民税
法人事業税申告書在中
特別法人事業税申告書を送付により提出される場合には、
必ず郵便又は信書便を利用されますよう
ご留意願います。申告納付は **エルタックス** が便利です。エルタックスは、あらかじめ登録すれば、インターネットで法人県民税、法人事業税、
特別法人事業税または地方法人特別税の電子申告、電子納付、電子申請・届出ができる
システムです。ぜひご利用ください。〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
福島県庁 北庁舎4階**福島県県北地方振興局県税部**☎ (024) 521-2692
FAX(024) 521-2854

福島県の税に関するホームページ

福島県 税務課

検索



※車でおいでの方は県庁外來駐車場をご利用ください。

— 申告納付は期限内にしましょう —



開封する前にあて名の確認をお願いします

県民税
法人事業税申告書在中
特別法人事業税

申告書を送付により提出される場合には、必ず郵便又は
信書便を利用されますようご留意願います。

申告納付は *eLTAX* が便利です。

エルタックスは、あらかじめ登録すれば、インターネットで法人県民税、法人事業税、特別法人事業税または地方法人特別税の電子申告、電子納付、電子申請・届出ができるシステムです。ぜひご利用ください。

〒963-8540郡山市麓山1丁目1-1

福島県県中地方振興局県税部

☎ (024) 935-1251
FAX(024) 935-1239

お問い合わせ時間 平日8:30~17:15

福島県の税に関するホームページ

福島県 税務課

検索



—— 申告納付は期限内にしましょう ——

開封する前にあて名の確認をお願いします



県民税
法人事業税申告書在中
特別法人事業税

申告書を送付により提出される場合には、必ず郵便又は
信書便を利用されますようご留意願います。

申告納付は **elTAX** が便利です。

エルタックスは、あらかじめ登録すれば、インターネットで法人県民税、法人事業税、
特別法人事業税または地方法人特別税の電子申告、電子納付、電子申請・届出が
できるシステムです。ぜひご利用ください。

〒961-0971 白河市昭和町269

福島県県南地方振興局県税部

☎ (0248) 23-1517
FAX(0248) 23-1521

福島県の税に関するホームページ

福島県 税務課

検索



—— 申告納付は期限内にしましょう ——

開封する前にあて名の確認をお願いします



県民税
法人事業税申告書在中
特別法人事業税

申告書を送付により提出される場合には、必ず郵便又は
信書便を利用されますようご留意願います。

申告納付は *eLTAX* が便利です。

エルタックスは、あらかじめ登録すれば、インターネットで法人県民税、法人事業税、
特別法人事業税または地方法人特別税の電子申告、電子納付、電子申請・届出が
できるシステムです。ぜひご利用ください。

〒965-8501会津若松市追手町7-5

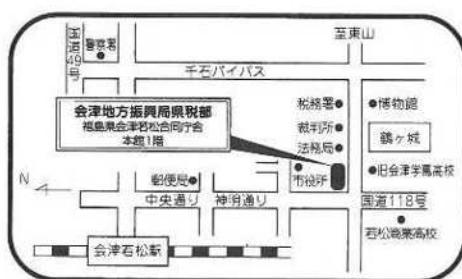
福島県会津地方振興局県税部

☎ (0242) 29-5251
FAX(0242) 29-5239

福島県の税に関するホームページ

福島県 税務課

検索



— 申告納付は期限内にしましょう —

開封する前にあて名の確認をお願いします



料金後納
郵便

県民税
法人事業税申告書在中
特別法人事業税

申告書を送付により提出される場合には、必ず郵便又は信書便を利用されますようご留意願います。

申告納付は *eLTAX* が便利です。

エルタックスは、あらかじめ登録すれば、インターネットで法人県民税、法人事業税、特別法人事業税または地方法人特別税の電子申告、電子納付、電子申請・届出ができるシステムです。ぜひご利用ください。

〒967-0004 南会津郡南会津町田島
字根小屋甲4277番地1

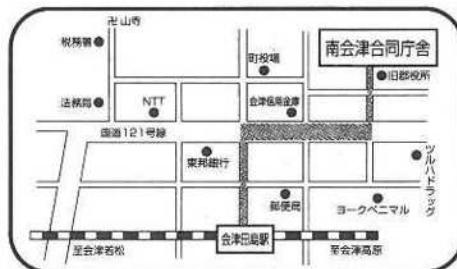
福島県南会津地方振興局県税部

☎ (0241) 62-5214
FAX(0241) 62-5219

福島県の税に関するホームページ

福島県 税務課

檢索



— 申告納付は期限内にしましょう —

開封する前にあて名の確認をお願いします



県民税
法人事業税申告書在中
特別法人事業税

申告書を送付により提出される場合には、必ず郵便又は
信書便を利用されますようご留意願います。

申告納付は *eLTAX* が便利です。

エルタックスは、あらかじめ登録すれば、インターネットで法人県民税、法人事業税、
特別法人事業税または地方法人特別税の電子申告、電子納付、電子申請・届出が
できるシステムです。ぜひご利用ください。

〒975-0031南相馬市原町区錦町1丁目30

福島県相双地方振興局県税部

☎ (0244) 26-1126
FAX(0244) 26-1128

福島県の税に関するホームページ

福島県 税務課

検索



—— 申告納付は期限内にしましょう ——

開封する前にあて名の確認をお願いします



県民税
法人事業税申告書在中
特別法人事業税

申告書を送付により提出される場合には、必ず郵便又は
信書便を利用されますようご留意願います。

申告納付は *eLTAX* が便利です。

エルタックスは、あらかじめ登録すれば、インターネットで法人県民税、法人事業税、
特別法人事業税または地方法人特別税の電子申告、電子納付、電子申請・届出が
できるシステムです。ぜひご利用ください。

〒970-8026いわき市平字梅本15

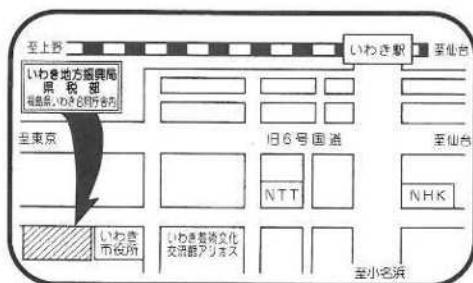
福島県いわき地方振興局県税部

☎ (0246) 24-6032
FAX(0246) 24-6039

福島県の税に関するホームページ

福島県 税務課

検索



— 申告納付は期限内にしましょう —